

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合個人情報
の保護に関する法律施行条例

令和5年2月6日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合（以下「組合」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「組合の機関」とは、管理者、監査委員及び公平委員会をいう。
2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第3条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。
2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において組合の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第4条 組合の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第 号）第2条に規定する伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合個人情報の保護に関する条例の廃止)

第2条 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合個人情報の保護に関する条例(平成27年条例第5号)は、廃止する。

(伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第14条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧個人情報取扱事務(旧条例第15条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。以下この項において同じ。)に従事している者又はこの条例の施行前において旧個人情報取扱事務に従事していた者に係る同条第3項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第33条第1項若しくは第2項、第40条第1項若しくは第2項又は第40条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における開示(これに係る旧条例第32条に規定する費用負担を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。